

Title	フランクフルト平和條約とパリ・コミューヌ
Sub Title	The treaty of Frankfurt and the Paris Commune
Author	西海, 太郎(Nishimi, Taro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.29, No.1 (1956. 5) ,p.23- 55
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560500-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランクフルト平和條約とパリ・コミューヌ

西 海 太 郎

は し が き

一八七一年のパリ・コミューヌの歴史において、從來最も研究されることの少かつたのは、コミューヌの國際的關係の問題であろう。この問題の解明については、今日までのところ、目ぼしいものとしては、ソヴェイェート史家の研究が^(註1)數えられるにすぎないと言つても過言ではなからう。筆者は、かつて、「フランス内亂に對するビスマルクの干涉政策」をコミューヌ存立の全期間に亘つてあらまし考察したことがあるが、^(註2)ここでは、それ以來の研究成果に基いて、特にコミューヌの運命と緊密な關係を持つたフランクフルト平和をめぐる獨佛關係とコミューヌの對外問題における動向を明かにしたいと考ふる。

(註1) いずれもロシア語による次の諸著。モロツク、「パリ・コミューヌに對するドイツの干涉」(一九三九)。マンフレッド、「一八七一一八九一年のフランスの對外政策」(一九五二)。アレクセーエフ・ポポフ、「ドイツの社會民主主義運動に對するパリ・コミューヌの影響」(「歴史の諸問題」一九五三年第五號)。バシーラヤ、「パリ・コミューヌに對するツァール政府の關係についての問題」(一九五四)。なお、ソヴェイェート史家によるものではないが、同じ問題についての注目されるべき文献として、次のものを擧げることが出来る。A. Landy, *La Commune et la classe ouvrière aux États-unis*, "La Pensée," numéro 37, 1951. A

フランクフルト平和條約とパリ・コミューヌ (西海太郎)

(二三) 二三

Abusch, *Le Retentissement de la Commune de Paris en Allemagne*, "Europe", numéro spécial—*la Commune de Paris*, 1951. Tibor Ereny, *La Commune de Paris et le Mouvement ouvrier hongrois*, idem.

(註2) 「歴史學研究」第七卷第一號、一九三七年。

—

一八七一年二月二十六日の獨佛假平和條約の締結と三月一日のフランス國民議會による同條約の批准に對する憤激から生じたパリーの動搖に對處するために、ヴェルサイユ政府は、パリ・コミューヌ成立前にすでにビスマルクに對し援助を乞い、後者はこれに應じて、騷擾阻止に赴くべき佛軍が中立地帯を通過してもよいように假平和條約の部分的變更を許諾したが、三月十八日のパリ・コミューヌ革命の後、兩者の軍事上の提携は更に進捗し、同月二十八日のルーアン協定^(註1)によつて、ヴェルサイユ政府軍の兵力を休戰條約の規定した四萬から八萬にまで増加してよいこと、及び兵力増加のためにドイツからの歸還兵をあてることなどが約定され、ドイツは、最初僅かに三萬餘であつたヴェルサイユ軍の強化のために多數のフランス人俘虜の返還を實行するに至つた。四月一日には、ビスマルクは政府軍の兵數を更に、二萬増加し、總計十萬とすることを許したのであつた。^(註2)

ビスマルクのドイツがかような態度をとつた理由は、それが革命一般に對し敵對的であつたことは勿論であるが、特にヴェルサイユ政府を、フランスにとつて屈辱的な平和條約を甘受し履行することを強制し得る唯一の政權と見なしていたことであり、ヴェルサイユ政府は、フランス國民に對する威信の失墜を虞れて公然たる武力的援助をドイツから受

けることを回避しつつ、しかも自己の無力から何らかのドイツの援助を求めざるを得なかつたのである。四月四日、ヴェルサイユ軍のパリ攻撃開始とともに、「パリと東部及び東北部近郊とのドイツ軍による交通遮断、砲撃によるヴェルサイユ軍援助」という公然たるドイツの干渉計畫が成つたが、それが頓坐したのは、右の如きヴェルサイユ政府の態度と四月中旬における、同計畫に關する秘密の漏洩によるものであつた。ヴェルサイユ政府としては、ドイツ側の適宜な援助として、ドイツの戦線及び中立地帯を通過しパリの北部に至るヴェルサイユ軍の軍事行動の承認を四月九日から懇請してゐたのである。^(註4)ドイツは、これを承認するとともに、更に、四月下旬にパリの饑餓封鎖を計畫するが、しかし、ヴェルサイユ側が一方的に封鎖を解いてパリの非難をドイツに向けさせようとするかもしれないというビスマルクの危惧とドイツ軍の軍事的必要(軍の糧食の正確な受理)とによつて、この計畫は充分には實行されなかつた。^(註5)要するに公然たる干渉の延期は、同時に完全な封鎖の延期を意味したのであつた。その上、ドイツ側には「強力な軍隊がなくては、ヴェルサイユ派はパリを占領し得ないであらう。しかし、強化された軍隊とともに、ドイツを脅かす危険、すなわち、ヴェルサイユ軍と、或いはヴェルサイユとパリとの連合軍との戦争の復活の危険を醸成される」という^(註6)ような心配すらがつきまゝとつていたのである。

他方、パリ・コミュニヌの態度は、種々の史料によつて證せられてゐることであるが、その成立の最初からドイツに對して和平的であり、極力挑發的の行爲を戒め、假平和條約の履行を約束することによつてドイツの中立を確保しようとするにあり、また、ドイツの中立、非干渉をあくまで信じつづけたのであつた。^(註7)ロンドンのインタナショナル總務委員會の派遣員であり、最もしつかりした革命家と見なされてゐたコミュニヌ委員オーギュスト・セライエさえも、四月下

旬に次の如く書送つていたのである——「武力を以て我々に勝つのでぞみを失つて、敵はプロシア人の干渉についての噂さを擴めている……私は、幻想を懐くものでなく、ティエールはビスマルクと一緒にたつてパリを粉碎することなどにはできないと確言するものである。」^(註8)

かくて、コミューヌは、その成立の直後において、ドイツに對し、假平和條約の履行、特に條約が規定する賠償金のコミューヌによる支拂の意向を聲明し(三月二十五日のパリ民衛軍中央委員會の和平聲明)^(註9)、更に四月四日、條約を遵守することと、その履行方法について交渉したい旨をドイツ側に傳えたが、四月十五日、コミューヌの同じ希望がその軍事代表クリュズレーの名において通達され、パリ内部の情勢についての知識を得ようとしていたビスマルクの應諾をへて、四月二十六日、クリュズレーとドイツ政府代表フォン・ホルシュタイン男爵とのあいだのオーベルヴィリエ要塞における會談が行はれるに至つた。この會談において、クリュズレーは、ドイツの要求するパリ大司教ダルボワの釋放に關して、釋放には困難があろうが生命は保證すると言明し、ドイツ人俘虜の即時釋放を約束し、賠償金第一回支拂分五億フランのうち、三億五千フランは即時に支拂い、殘額はパリ市の収入より支辨すると示し、つづいて、彼の要求として、(一)ドイツ軍のパリ封鎖への不参加、中立の維持、ドイツ軍の占領せる諸要塞のヴェルサイユ派への不讓渡を提出し、(二)ドイツ政府がパリ・ヴェルサイユ間の仲裁者となり、パリの武装解除と權力のコミューヌ自治體への委任、國民議會の解散とパリも服従すべき新議會の設置を内容とする和解案の確立に努力されたしという重要な申入れを行つた。^(註10)

クリュズレーの提案に對し、ビスマルクは、ドイツの中立維持、封鎖不参加を承諾し、四月二八日、パリが武装解除

された場合、ヴェルサイユ軍によつて占領されないが、ドイツ軍によつて臨時的に占領される可能性のあることを前者に通達し、その承諾の返答を得、ついでヴェルサイユ政府からも同様の承諾を得ようとして、コミューヌの獨立性はドイツの都市組織に似たもので、何らかの共產主義的性質が結びついていないならば、それ自體決して理解され難い要求ではない」と説いたのであつた。この際、ビスマルクの意圖は、同じ二八日に彼がパリ地區占領軍司令官フアブリチエにあてた次の通牒によつて明かであつた。——「フランス人が、彼らの間で和協を爲すに至るまで、(パリの……筆者)自治的權利を保障し、フランスにおいて支配權を持ちつつ我々が双方の黨派の承認を経てパリを占領することに成功したならば、我々は、我々自身の情勢を有利化し、かつ、ヴェルサイユ側からのあり得べき裏切りから我々を保障することになるであらう。まさにそれ故に、我々はパリに對する敵對行動への參加をどうしても回避しなければならぬのである。」^(註12)かくて、ビスマルクは、それまではヴェルサイユ政府を援助し、督促してパリを速かに陥落させ、以て最後の平和條約を結ぼうとしたのであるが、オーベルヴィリエ會談以後は、フランスにおける相互に敵對せる兩勢力の關係を利用し、ドイツからこれに強制的妥協を押しつけ、かつその保障としてパリを占領し、ヴェルサイユ政府の軍隊をロワール河の線より後方に退かせることを強制し、ドイツにとつて決定的に有利な情況下に平和條約を履行させようという術策的な新政策に轉じたのであつた。なお、これについては、この頃において、ビスマルクはヴェルサイユ派がパリを攻略する力を持つていないと信じていたようであり、^(註13)また、万一コミューヌがドイツ軍のパリ占領を承諾しないときは、妥協によらず武力によつて占領するという意志を懷いていたことが注意されねばならない。^(註14)ビスマルクは、なおテイエルとの最後の平和條約の締結を有利としていたのであるから、ドイツ軍のパリ占領後のテイエルのパリ歸還は

當然豫想され得ることであつて、結局ビスマルクのこの政策はコミューヌを最大の危険に陥れるはずのものであつた。ビスマルクはクリュズレーとの交渉によつて、「それに何ものをも與えることなしに」^(註15)パリの叛亂を利用しようと思つたのにすぎず、種々の言辭にも拘らず、コミューヌ政權を承認することなどは少しも考えていなかったのである。

オーベルヴィリエ會談が行われた日、ヴェルサイユ政府は、パリ攻撃に全く行き悩み、ドイツ軍と共同してのパリ封鎖も成功しなかつたので、再び四月九日の懇請をくり返し、佛軍のドイツ軍戦線及び中立地帯通過をドイツが承認すること、及び、パリ周邊の堡壘の武装解除をドイツ軍からパリに對し要求してほしいことをドイツ側に申入れた。しかし、賠償金第一回支拂分をも支拂わず、三月九日以降のブリュッセルにおける獨佛間の講和交渉は妥協に達せず、最後の平和條約がまだ締結されていない前に、パリの東部及び北東部の諸要塞からドイツ占領軍を退去させ、ヴェルサイユ軍を以てそれに代えようとしたヴェルサイユ政府の希望は、ビスマルクを憤慨させるのに充分であつた。四月二十七日、彼はファブリチエ將軍に對し、「かようなヴェルサイユ協定(假平和條約)の意義顛倒に同意を與えるよりも、皇帝陛下に即時軍事行動を復活されるよう速かに進言するだらうとファールブル氏(ヴェルサイユ政府外相)に聲明してよい」と電報し、なお、ドイツ占領軍の費用のための追加的賠償金を要求させたのであつた。^(註16)かくて殆んど四月末まで、ドイツ側はヴェルサイユ政府を眞に信賴するといふことはできなかつたのである。

四月二十八日、ファールブルはファブリチエと會見し、「コミューヌの組織はあらゆる國家の利益に合致せず、それ故に全く許容し得ないものである」と述べ、ドイツによるヴェルサイユ、パリ間の強制調停案を忌避しつつ、コミューヌとのあらゆる妥協に對する反對を聲明し、更に、コミューヌがドイツに對して賠償金として提出しようとした有價證券三億

フランはパリ市の公債から成立しているが、そのロンドン取引所における賣却に對し、ヴェルサイユ政府はすでに抗議を行つたことを明かにし、同政府がコミューヌとの闘争を強化する決意を持つこと、及びドイツとの最後の平和の締結を急ぐ用意があることを強調した。^(註1)

以上が、一八七一年四月末、すなわち、フランクフルト平和の直前までのベルリン・ヴェルサイユ兩政府及びパリ・コミューヌの三者をめぐる諸關係の經過のあらましであつて、これらに關しては、筆者は、はしがきにおいて述べた如く既に舊稿において考察したが、フランクフルト平和について詳述するに當つて、豫備的知識として必要なために敢てここに記した次第である。

(註1) Moltke, Militärische Korrespondenz, III, S. 676—678 に記載された十二箇條のルーアン協定全文参照。もつとも、假平和條約を最後の平和條約にまとめ上げるため兩者は三月九日以来、屢々ブリュッセルで交渉したが、容易に互譲に達しないままであつた。

(註2) Ibid., S. 690 No. 804. その後、ビスマルクは更に十二萬までの増員に同意した。

(註3) Ibid., S. 687—691.

(註4) A. von Holleben, Die Pariser Kommune 1871 unter den Augen der Deutschen Truppen, S. 122—123.

(註5) Die grosse Politik der Europäischen Kabinette, I, S. 703, No. 821. "Nichts wäre natürlicher als Paris von beiden Seiten abzusperrern."

(註6) Ibid., I, S. 13—14, No. 4. ^{ナザ}Fayre, Le Gouvernement de la Défense nationale, III, pp. 432—433 参照。

(註7) 三月二〇日夜、モルトケの電命に従つて、ドイツ第三軍司令官シュロットハイムは「パリの現司令官に對して」An den jeweiligen Kommandanten von Paris という二十一箇條の通告を送り、その中で、パリの北及び東の諸要塞並びにセーヌ河右岸地域を占領せるドイツ軍は、パリの事件が假平和條約の履行を妨げることなく、かつ、ドイツ軍の安全を脅かす行動がない

限り、パリに關しては「平和的、かつ全く受動的な」friedlich und vollständig passiv 態度を維持せよとの命令を受けたが、もし前記の行動があつた場合はパリ市は敵として取扱われるであらうと宣言してゐた。Moltke, op. cit., S. 671. これに對し、パリの民衛軍中央委員會の外務代表の返答は、パリの革命が「純粹に自治的性質」のものであり、ドインに對する敵對的な目的を持つものでなく、また、假平和條約を修正すべく會議を催したことはないといふものであつた。ともかく、右のシュロツトハイムの通告は、その威嚇的な性質にも拘らず、パリ市民にドインの中立維持に對しての幻想を生ぜしめることであつたか、つて力があつたと認めねばならぬ。Moltke, op. cit., S. 671. Murailles politiques françaises, II, p. 65.

(註80) Manfred, La politique extérieure de la France de 1871—1891, p. 27 (édition russe).

(註81) “Question d'histoire”, 1953, No. 5, p. 74 (édition russe).

(註82) Cluseret, Mémoires, II, pp. 1—15 (L'Entrevue d'Aubervilliers). Goldschmidt, Bismarck und die Friedensunterhändler, S. 100—106, Akten No. 57 (四月二十日のホルニェタインのゴスネルの報告)

(註83) Goldschmidt, op. cit., S. 107—108, Akten No. 59. “Die communale Unabhängigkeit nach Art unserer Städteordnung ist an sich keine unverständige Forderung, wenn nicht etwa weiteres kommunistisches Beiwerk damit verknüpft ist.”

(註84) Idem, S. 108.

(註85) Brockhaus, Stunden mit Bismarck 1871—1878, S. 12.

(註86) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages, I. S. 669—670. 五月十三日のウルクの國會の報告“ Aber meiner politischen Erwägung nach wären wir... in der Lage gewesen, der Ungewissheit dadurch ein Ende zu machen, dass wir Paris entweder durch Akkord mit der Kommune oder durch Gewalt einnehmen.”

(註87) Matter, P., Bismarck et son temps, III. p. 274.

(註88) Moltke, op. cit., S. 30, No. 9. Favre, Le Gouvernement de la Défense nationale, III, pp. 331—332. 卷九の附録

の終りの方で、ビスマルクは、「ブリュッセルにおけるフランス代表の、五億フランと東部鐵道に關する要求は我々を嘲弄してゐることを示すものである (zeigen qu'on se moque de nous)」と述べてゐる。Goldschmidt, op. cit., S. 107.
(註17) Goldschmidt, op. cit., S. 108—109, Akten No. 60.

二

先ず、フランクフルト平和條約締結前のパリ・コミューヌの對外問題における動向から考察を試みより。前述のオーベルヴィリエ會談及びその後において、コミューヌの軍事代表クリュズレーがパリの武装解除を提議し、ドイツ軍による臨時的占領を承認したことは、實は結局においてコミューヌの破滅をもたらす無謀の策であつたことは明かであるが、このことをコミューヌがよく認識していないところに問題があつた。ドイツの中立に關するクリュズレーの幻想は、コミューヌ自體のいだいた幻想でもあつた。コミューヌは、ながい間、ドイツの中立の眞實性について過大評價していたのである。このことは、四月中旬以降のコミューヌ側の諸新聞の論說に徴して明かである。

四月中旬、コミューヌの諸新聞は、パリ附近に配置されていたドイツ後備軍の一部における綱紀の頽廢と逃亡の増加に關する誇張された風聞によつて愉快を感じていた。^(註1)また、ジャコバン派の共和主義的、民主主義的宣傳によつて感化された占領軍將兵の多數のあいだにおける、コミューヌ並びにその兵士に對する廣汎に行きわたつた同情の現出が強調され、このことから、プロシアの將官たちはヴェルサイユ派の側に立つて干涉を組織することはできないだろうという結論が引出された。^(註2)

ドイツの國際的地位、すなわち、英國、オーストリア、イタリア、スイスなどの敵對的態度と外國におけるコミュー

ヌの友人たちの活動を考慮して、ビスマルクは干渉を容易に爲さないであらうとも主張され、更に、ドイツの自由主義的新聞、殊に、明白にフランス内政に對するドイツの干渉に對し反對を聲明していたベルリンの「國民新聞」*Nationale Zeitung* における諸論説が干渉の可能性を否定するために利用されていた。^(註3) パリの労働者街も、戦線から歸還せる兵士が傳えたところの、「サン・トゥアンに到着した(ヴェルサイユ軍の)憲兵分遣隊は、プロシア哨兵隊の槍騎兵に捕えられたが、この際小銃戦が行われた」ということから、ヴェルサイユ派とドイツ軍との反目を信じ、兩者の間の協力の事實を見ようとしなかつた。^(註4)

それ故、四月二四日、コミューヌの會議において、食料委員であつたフォルテユネがプロシア兵とヴェルサイユ派憲兵とのシャラントン地域における協働を指摘し、危険を警告したけれども、彼の意見は顧られなかつたし、^(註5) また、この頃、パリの北方のサン・ドニにおいて、コミューヌ同情者のすべてに對しドイツ軍が容赦なく彈壓を加えていたが、^(註6) かかるドイツ軍の行動も、コミューヌの指導者たちの眼を開かせることはなかつた。なるほど、パリでは、ジャコバン派機關紙「ル・ヴァンジュール」において、サン・ドニの事態に關し「ティエールの警吏たるプロシア人」という見出しで、フェリクス・ピヤールが四月二九日に論説を掲載し、「ヴェルサイユ派憲兵とプロシア人とは、事實上、唯一で共通の敵として民衆、すなわちドイツもしくはフランスの下層民を持つのみである」と指摘してはいたが、^(註7) それにも拘らず、かかる指摘から、ドイツの支配者層がティエールに警察上の支援を爲すにとどまらず、パリ・コミューヌに對する干渉に乗出すだろうという結論は少しも引出されていなかつたのである。

パリ・コミューヌのドイツに對する右のような考えかたは、フランス有産市民階級のそれと著しい對照を示すもので

あつた。後者はドイツの干渉準備を容認するものであつて、二、三の例を示せば、次の通りであつた。フロベールはジ
ョルジュ・サンド宛の手紙の中で、「プロシヤ人がなおここにいるということを神に感謝する！——ブルジョワの一致
せる嘆聲はかようなものでした」^(註8)と述べ、また、エドモン・ドゥ・ゴンクールは、四月二日、その日記の中に、「ヴ
エルサイユ派よりもドイツ人の占領の方がよいと云つてゐるフランス人がいることがわかつた」^(註9)と憤慨を以て記してい
る。地方においては、例えばアミアンで、労働者はパリ・コミューヌを支持する宣言を發したのであつたが、知事及び
市長は、起り得べき騷擾を防止するために、プロシヤ軍司令部に對して同市に一部隊を駐屯させることを公式に請願す
ることを時宜に適つた策であると考へたのであつた。そして、同様のことがルーアン、パリ附近のパンタンなど、及び
農村地方においても見受けられたのであつて、ドイツ軍はすでに、有産市民及び農村の上層地主の要望に應じて、フラ
ンス國內の各所で既成秩序の擁護のために事實上、干渉者としての役割を演じていたのである。^(註10)

さて、オーベルヴィリエ會談における前述のクリュズレーの提案のうちの(一)は、彼がコミューヌの執行委員會の決定
に基いたものであるが、ビスマルクの強制調停案を誘致したところの提案の(二)は或る程度彼の獨斷によるものと推定さ
れる。かかる推定が可能なのは、彼の「備忘録」は提案(二)を記さず、しかもそれによれば、對談者ホルシュタインの質
問に對して、彼は會談の内容を一般に公表することに反對であることを打明けており、更に後に至つて、公表を避けた
のは純粹に日和見主義的動機、すなわちクラブ等における起り得べき議論に對する恐怖からであつたとしてゐるし、ま
た、同じ「備忘録」には、會談の翌日、四月二七日に彼がコミューヌの執行委員會で報告を行つた際、主としてパリ大
司教及びその妹の釋放の問題をめぐつて議論が沸騰し、妹の方の釋放が認められるに至つた経過が記されているだけ

(註五) あり、ドイツ側の史料が嚴存するのにも拘らず、彼の提案(6)がコミューヌにおいてどう取扱われたか、換言すれば、クリュズレーはビスマルクの新しい提案をコミューヌの執行委員會に報告したのかどうか、そして、それはコミューヌにどんな反響を生んだのかという問題について解明を與える如き史料が見出されていないからである。しかし、クリュズレーの意見に類似せる見解を懷いていたコミューヌの委員がなかつたのではなく、クリュズレーの意見が完全に孤立的なものであつたと斷定することはできない。例えば、公安委員會のメンバーであつたフェリクス・ピヤーは、五月九日、ドイツの一保守的新聞の記者に向つて、次の如く語つたのであつた——「もしビスマルクが、パリに對して、自治委員會を選出し、かつ、この委員會からつくられる執行委員會が市政を行うという權利を提供してくれるならば、また、もし彼がパリの一般有權者に所屬しない人々を以て民衛軍の武裝解除をすることを差當り抑制するならば、コミューヌは、平和の君主として彼に服従するであらう」(註六) 。

は、コミューヌよりも、ドイツの側に大きな反響を生じたことを認めねばならない。

クリュズレーはオーベルヴィリエにおいて引受けたことを實行しようと努めたが、パリ大司教釋放問題については、主としてブランキストの反對によつて彼の提案は否決されてしまつた。しかし、彼は、四月三〇日、かのオーベルヴィリエ會談における獨・パリ間の仲介者であつたパリ駐在スイス公使顧問ヴィルヘルム・カーンに會見し、すべてのパリの監獄を歴訪して直ちにそこにいるドイツ兵士を釋放すべきことを委託し、同時に、コミューヌの執行委員會の一部のメンバーがパリ大司教の釋放に對し反對を述べたとしても、大司教の生命はあらゆる危険の圏外にあるということを確言したのであつた。両者は五月一日に再會するはずであつたが、クリュズレーは四月二九日のイッシー要塞撤退に關し

コミューヌの執行委員會から疑われ、罷免逮捕され、三〇日、ロッセルが代つて軍事代表に任命された。ロッセルはカインと會つて、パリ大司教の件は政治的問題であつて、執行委員會の決定によつて處置されるべきであること、ドイツ人俘虜については前任者の處置を受けつくことを言明したのである。(註13)

なお、四月二八日のコミューヌの會議も注目し値するものであつた。四月二四日の頃までドイツ軍は、パリの餓飢封鎖に何ら系統的に参加しなかつたようであるが、二五日、パリ行の食料積載貨車をサン・ドニで阻止したので、パリの労働者地區ははじめて牛乳の缺乏に直面し、このことが二八日、コミューヌの會議において討議された。問題はコミューヌの議員レジェールによつて提起された。彼は最初、プロシヤ人が中立を放棄したのではないかと疑つたが、プロシヤ人の行爲を單なる誤解から出たものであるとか、ヴェルサイユ派の策動によるものであるというような議論が重ねられた結果、ついに、彼は、ドイツ軍の「無條件的中立」が確實なものであり、ドイツ軍は「ヴェルサイユ派に對して如何なる同情をも持つていない」と斷言するに至つた。ヴァイヤンは、プロシヤ人が公式に中立を宣言したことを想起すべきであつて、コミューヌ當局者は依然としてプロシヤ人について「敵」という言葉を使う人々に對し最も注意しなければならぬと主張し、議長ヴァレスは、自己の新聞紙上にヴェルサイユ軍に對して二五日にプロシヤ軍が武器を交付したという記事を掲載したことにつき遺憾の意を表明し、「私は、我々がこの火藥庫のそばに燐寸を置かないことを希望する」と結んだのであつた。(註14)

かくて、從來と同様に、コミューヌは、ドイツ軍とのあらゆる衝突を避けようとし、ドイツ側の要求を、それが中立の埒外に出ないものである限り、満足させようとつとめたのであつた。四月二七日、コミューヌの外務代表パスカル・

グルーセは、あらゆる徵發その他に對する外國人の保護に關する^(註15) 布告を發し、新軍事代表ロッセルも、前部の言明の通りに行動し、ドイツ人をパリ民衛軍の勤務から解放し、また、ドイツ軍當局との事務的關係を拒否することなく、クリュズレーの方針に沿うことを怠らなかつた。^(註16) 五月三日、ヴァンセンヌ堡壘の防備施設を偵察すべき任務を帯びたドイツ將校は、コミューヌの承認の下に堡壘を訪れることを許されたのであつた。^(註17)

コミューヌの成立以來しきりに主張されてきた賠償金支拂の問題も、決してコミューヌによつて忘却されたわけではなかつた。五月二日のコミューヌ總會における財務代表ジュールドの發言、及び、十二日に公表されたシャルル・ベレール(コミューヌの銀行委員 *Délegué à la Banque*) のティエール宛の公開狀がそれを證明している。

假平和條約の軍事條項によると、ドイツ軍は五億フランの賠償金支拂のうちにパリ東方の諸要塞を撤兵することになつていたので、コミューヌとしては、ヴェルサイユ政府による支拂がすまされたとすれば、ヴェルサイユ軍によるパリの完全包圍を覺悟せねばならなかつたから、賠償金支拂問題については敏感ならざるを得なかつたのである。^(註18)

(註1) *La Sociale*, 17/IV, 1871.

(註2) *Ibid.*, 18/IV, 1871.

(註3) *Le Vengeur*, 18/IV, 1871. *La Commune*, 18/IV, 1871.

(註4) *Dauban*, *Le fond de la société sous la Commune*, p. 120.

(註5) *Procès-Verbaux de la Commune*, I, p. 437.

(註6) *Holleben*, *op. cit.*, S. 77~78, 156~157. パリの北方及び東方諸要塞占領軍司令官フォン・パーペ將軍は次の如くベルリンに報じた、「當所及び近隣における秩序派のフランス人たちは、我々がここに居ること、或いは我々がここへやつて來ることを明かに喜んでゐる。」パリの諸郊外とひとしく、勞働民衆のみの不快な巢窟…だが、我々は彼等を鐵拳を以て彈壓してゐる」

- (註7) Le Vengeur, 28/IV, 1871 (Les Prussiens, agents de police de Thiers): "... gendarmes et prussiens n'ont en réalité qu'un seul et même ennemi le peuple, le paria allemand ou français, le prolétaire de Berlin ou l'ouvrier de Paris."
- (註8) G. Flaubert, Correspondance, IV (1869—1880), pp. 47, 49, 55.
- (註9) Journal des Goncourt,—Mémoire de la vie littéraire, IV (1870—1871), p. 242.
- (註10) Bülow, Bernhardt Heinrich, Fürst von, "Denkwürdigkeiten," Band IV. S. 246.
- (註11) Cluseret, Mémoires, II, pp. 13—19.
- (註12) Beilage zur Allgemeinen Zeitung, (Augsburg) 17/V, 1871.
- (註13) Goldschmidt, op. cit., S. 112—113, Akten No. 65.
- (註14) Procès-Verbaux de la Commune de 1871, T. I, pp. 531—533.
- (註15) K. Marx, La Guerre civile en France, Paris, Éd. Sociales, 1953, p. 153 (Extraits de Presse, Daily News, 28 avril).
- (註16) Dauban, op. cit., pp. 204—205 (シエント側への馬千頭を購入するの事及びこれを報じたロッセルのジャーナル宛の手紙)
- (註17) Rossel, Mémoires et correspondance, p. 320. Lissagarey, Histoire de la Commune de 1871, Paris, M. Rivière, 1947' p. 191.
- (註18) Lissagarey, ibidem. Les Murailles politiques françaises, T. II, pp. 476—477 (Réponse de Ch. Beslay à la Proclamation de M-r. Thiers). Procès-Verbaux de la Commune de 1871, Paris, 1945, T. II, p. 81.

III

パリ・コミューヌとビスマルクとの交渉(オーベルヴェリエ會談)及び後者の政策の變化は、ヴェルサイユ政府の側に少からざる驚愕をひき起した。同政府の外相ファーヴルが、四月二八日、クリュズレーが持出したコミューヌによる

賠償金支拂に關する提案がいか非現實的なものであるかをファブリチエ將軍に説くことに努めたことについては、既に述べた。ヴェルサイユ政府の焦躁を更によく示すものは、次の事柄であつた。四月三〇日、ファーヴルはファブリチエ將軍にヴェルサイユ軍の攻撃進展の狀況（四月二八—二九日のイッシン要塞攻撃その他）を報じたのであるが、同時に、また、次の如く述べたのであつた、——「プロシヤは、けつきよく、どちらを支持するの か——政府をか、またはコミューヌをか？……もしも前者を支持するのであれば、プロシヤはヴェルサイユ軍がドイツ軍の戦線を横切つて（すなわち、エピネー、サン・ドニを越えて）パリの北部へ至るべく通過することを許し、コミューヌに對しパリの防護城壁の武装撤去を要求すべきである。もしもビスマルクがヴェルサイユのこの希望を容れることを拒絶する場合には、ヴェルサイユは『ドイツは、我々が決定的に叛亂を鎮壓するのを妨害している』と、ヨーロッパに向つて *en face de l'Europe* 言う権利を持つてであらう。』……しかしまた、(註)ファーヴルは、假條約を最後の條約に轉化せしめて、直ちに講和する用意もあると附言したのであつた。

ビスマルクは、これに對し、五月一日、ファブリチエに次の如く電報した——「我々はフランス政府を援助するといふ如何なる協定上の義務をも負うものではなく、我々の利益に適合するならば、（パリの）防護城壁の武装撤去をフランス政府に要求する権利を有する。

しかしながら、我々は、フランス政府がブリュッセルにおいて、假平和條約を履行すべく努めることなく、却つて該條約を我々の損害になるように變えようと努める限り、フランス政府の反對者をドイツの擁護のもとに撃滅するという希望を持つものではない。」このように、ビスマルクはヴェルサイユ政府支持を拒絶したのであるが、しかしただ條件

的に拒絶したのみであつた。なぜなら、彼は、この電報を、「保障の強化と五十億フランの支拂の期日の設定についての個人的談判によつて、發生せる誤解を拂拭するために、」フランクフルト・アム・マインにおいてファーヴルと會見したいという提議を以て結んでいたからである。^(註2)

ビスマルクの拒絶に直面したファーヴルは五月三日、ペテルブルク駐在フランス公使ド・ガブリアック侯爵をしてロシア宰相ゴルチャコフに對し、ヴェルサイユから受取つた電報を傳へさせたが、この電報の中で、ファーヴルは、ドイツ政府が最も速かなコミューヌの撲滅を妨害しつつ、あらゆる種類の困難を自分に課するものであるという不平を述べていた——「ヴェルサイユ政府が防衛している事柄は、秩序という事柄であり、それには全ヨーロッパが利害關係を持つてゐる」「ベルリン政府の態度は殆んどコミューヌの同盟者の如きものである。」これに對し、ゴルチャコフは、どんなものにせよ、ベルリンへの壓迫は決定的に拒否し、ファーヴルの非難は根據のないものと考える旨を述べた。ロシア駐在ドイツ公使の言によれば、ゴルチャコフの意見は次のようなものであつた——「ファーヴルは、コミューヌとの闘争においてビスマルクが示した好意を忘れてゐる。ドイツ政府が、假平和條約があるのに拘らず、テイエルに對して、その兵數を四萬から十二萬に増加させることを許したことは否定され得ない。ブリュッセル交渉の際に、テイエルが、他の列強の側からドイツに壓迫を加えるという方法によつて平和條約の輕減を獲得しようと努めたことを注意するならば、ヴェルサイユの不平とする疑惑が生ずるのは當然のことである。ヴェルサイユは最後の平和の締結、及び、それによつてフランスに課せられる義務の忠實な實行を急いで爲すべきである。」^(註3)

「ヨーロッパ」が勝利者たるドイツとの「争い」を認めないことを知ると、ファーヴルは屈せざるを得なかつた。コ

ミューヌとのビスマルクの交渉はファーヴルに少なぬ印象を與えていたはずであり、そのことをビスマルクは勘定に入れていたと思われる。五月四日、ファーヴルは、もしコミューヌを絶滅させるということにおいてドイツ政府の全面的な協力が保證されるならば、完全屈伏をしてよいという明確な態度をきめて、フランクフルト・アム・マインへ出かけていった。そして、同日、ファブリチエはビスマルクに對して、ヴェルサイユ政府の態度の變化を次の如く報告したのであつた——「今までジュール・ファーヴルは、パリに對する我々の側からのあらゆる行動に對して斷固として反對してきた。そして、なお昨日、彼は自己の意見を書翰の形式において述べたのである。しかし、今日、彼は、一定の情況のもとにおいては、それが不可避免的であるか、ないしは、不可欠でさえあることを認識したのである。」^(註4)

ヴェルサイユ政府は明かに態度を變えたが、ビスマルクは、前記の如く、フランクフルト交渉を提議しつつも、依然として特徴的な二重政策を變えないでいた。もつとも、それは、單に外見上そのような政策であつたにすぎず、彼の政策が本質においては奪掠者的、干渉政策であつたことは言うまでもない。パリ・コミューヌを犠牲とする、ヴェルサイユ政府との最後の協定を準備しつつ、彼は、彼の獨特の計畫、すなわち、相闘つている兩者に自己の「調停」を押しつけ、そして兩者同意のもとに、保證の意味においてドイツ軍にパリを占領させるという計畫を固執しようとしていた。

五月二日、彼はファブリチエに次の如く書送つたのである、——「我々がコミューヌ側に立つたということは、目下のところ議論の余地がない。我々は、もし双方が受容れる場合には、ただ調停のみを準備するものである。」^(註5)當然ドイツに最大の利益を與えるだらうところの、かかる「調停」案をヴェルサイユ派が忌避したことについては、すでに前に述べた。他方、コミューヌはどうかというに、これも前章で觸れたことであるが、ビスマルクの計畫のもたらす危険がよ

くわかつていなかつたらしく、かりに、わかっていたとしても、格判それについて評議したことはなかつたように思われる。^(註6) 既述の如く、フェリクス・ピヤーは、コミュニヌにとつて致命的であつたフランクフルト條約の締結の前日に當る五月九日に、ビスマルクの「調停案」を受容れようとするが如き意見を述べ、また、五月八日のコミュニヌ情報部の報告は、次のようなパリの労働者界隈における街頭の噂話を記録していた——「すべての人がプロシア人のことを話している。……そうだ、今や彼等は高潔に行動しているのだ。如何に彼等が中立を維持しているかを見よ。ヴェルサイユ派が優勢になるかどうかの問題は、實に彼等の行爲如何にかかつている。彼等は我々を、そして結局コミュニヌを飢餓封鎖しさえすればよいのだ。しかし彼等はそうしようと思つていない。なぜなら、彼等は、正義がコミュニヌの側にあることを認識している誠實な人々だからである。……彼等は、わがユダ的裏切者に對する輕蔑を懷き、もし彼等の大砲が中立のままでないならばならないというのでないとすれば、それは恐らくモン・ヴァレリアン要塞に向けられているのだ。」^(註7) かくて、その決定的破滅が獨佛間で商議されるときに、相變らずドイツの中立を幻想していたコミュニヌの人々の情勢認識のうときは、まことに悲劇的なものでさえあつた。

要するに、ビスマルクの計畫は、「平和」をできるだけ高價にヴェルサイユ政府に賣りつけることにあつた。彼は、もとよりフランス内政への公然たる干涉をいとうものではなかつたが、^(註8) しかし、ヴェルサイユ政府がドイツの言いなりになるほど屈服的になるのを待ち、同政府に彼の奪掠的な講和條件を押しつけるために、ヴェルサイユ政府に對する對抗勢力たるパリ・コミュニヌの存在を利用しようとする術策をめぐらすだけの余裕を持つていたし、同時に、ヴェルサイユ政府に對する不信頼も、つねに彼のかような考えかたのなかに織り交えられていたのであつた。

右のことは、例えば次の事實によつて證明される。フランクフルト條約の調印より五日後の五月十五日において、ビスマルクは、ファブリチエに電報している。——「閣下は、コミュニヌとの如何なる新しい關係をも結ぶべきではないが、平和條約の批准がヴェルサイユにおいて圓滑に濟まされるかどうかは確かでない限り、ともかくなお現存している連繫を荒々しく斷絶すべきではない。」^(註9)ところが、批准は圓滑に經過（五月十八日）したので、ファブリチエはビスマルクに對し、五月二〇日、「現在の瞬間において、私はもはやパリとは何の關係をも持たない」と報告しているのである。^(註10)かくて、フランクフルト條約の締結に至るビスマルクとファーヴルとの交渉においては、賠償問題、ドイツの保障占領と撤兵の問題などと並んで、パリの革命の鎮壓の問題が主要議題とならざるを得なかつた。兩者の交渉は、同じ程度において、和平についての交渉でもあり、干渉についての交渉でもあつたのである。^(註11)

(註1) Favre, op. cit., pp. 330—331. Goldschmidt, op. cit., S. 112, Akten No. 64.

(註2) “Die Grosse Politik”, I, S. 31, No. 11 (Berlin, 1 Mai 1871).

(註3) Goldschmidt, op. cit., S. 122—123, Akten No. 71 (St. Petersburg, 4 Mai, 1871).

(註4) “Die Grosse Politik”, I, S. 35, No. 13.

(註5) “Die Grosse Politik”, I, S. 34, No. 12. 五月二日、ビスマルクはドイツ國會において、パリ・コミュニヌの實體について次の如き説明を行い、コミュニヌに好意を示すが如き態度を示した——「この（コミュニヌの）運動の中には、あらゆる唾棄すべき屬性があるのにも拘らず、ドイツの都市組織に似た合理的な核心^{ケルン}を持つてゐる云々」Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages, I, S. 519: “Dieser vernünftige Kern...ich darf es mit einem Worte bezeichnen: es ist die deutsche Städteordnung; wenn die Kommune diese hätte, dann würden die Besseren ihrer Anhänger zufrieden sein, ich sage nicht alle.”尙、これに對する五月二五日のドイツ國會におけるベーベルの批判を見よ、「歴史の諸

問題「一九五三年第五號七三頁（ロシア語版）」

(註6) この事について、五月におけるコミューン議員會議の基本的な決議は不明であり、また執行委員會、及び公安委員會のそれぞれの決議録はまだ發見されていないようである。ここでは、コミューンの一般的傾向から單に臆測したのにすぎない。

(註7) Dauban, *Le fond de la société sous la Commune*, p. 242. モン・ヴァレリアンは、コミューン側の不注意により最初からヴェルサイユ側の掌中に殘されていた要塞である。

(註8) 三月二一日、ブリュッセル駐在ドイツ公使はフランスの外交使節にベルリンからのビスマルクの電報を示したが、この電報において、ビスマルクはヴェルサイユに、叛亂に對抗してドイツの精神的並びに物質的支援を提供すると明言している。J. Valfrey, *Histoire du traité de Francfort et de la libération du territoire français*, p. 19. また、三月二三日の新聞紙に公表された彼の非公式聲明は「我々はパリ及びフランスの内部の事柄に對し、畢竟、干渉を辭するものではない。しかし、好ましい情況において我が國の利益を確保し、我々に與えられた任務を遂行することが可能である。我々はすべての諸國民の選んだ代表者として、すべての列強から認められた政府としてののみ、この事に當ることができし、また將來もできるであろうというは自明である……」*Kölnische Volkszeitung*, 23/III, 1871, cité dans "Parishskaya Kommuna, zbornik stat'ei" (édition russe) 1932, p. 106.

(註9) Goldschmidt, op. cit., S. 140, Akten No. 77: "E. E. wollen keine neue Beziehungen mit der Commune anknüpfen, die etwa noch bestehende Verbindung aber nicht schroff abbrechen, solange nicht feststeht, ob die Ratifikation des Friedensschlusses in Versailles glatt abgeht."

(註10) Ibid., S. 141, Akten No. 78.

(註11) Valfrey, op. cit., I, pp. 88—92.

四

一八七一年五月六日、フランクフルト・アム・マインにおいてファーヴルとビスマルクは會見した。その際、前者は平和條約締結の問題とパリ鎮壓の問題とを結合し、次のように述べた、——「新しい對外戦争によつてそれ(叛亂)を強化させる代りに、平和の即時締結にその最も速かな鎮壓のための力を見出すことに努めよう。ドイツ宰相は、コミューヌとの鬭争が充分速かでないといふ不平を鳴らされるべき何らの根據も持たれないであろう。なぜならば、實にイッシー要塞は陥落の前夜にあり、ヴェルサイユ軍はパリの城壁から三百メートルのところにあるからである。」これに對し、ビスマルクは、「我々は、貴政府が勝利を得て——勝利することを期待せねばならぬが——充分強くなれば、我々が占領地を撤兵してよいが、その時期は我々が隨意に決定するという権利を持つことが願わしい……貴官たちは、何もかかる更新を恐れる必要はない。貴國に秩序が回復されるや否や、我々は眞に廣汎な範圍において貴國領土から撤退するであろう。急ぎすぎることは、貴國にとつてと同様に、我々にとつても致命的であろう。」そして、なお、彼は、「願わしからざる無秩序」を避けるために、ドイツ軍によるパリ城門の警衛と、中立地帯の境界の哨戒を引受けたのであつた。(註一)

以上は、フランクフルト交渉について、當事者たるファーヴルの記述に基いて摘記したのであるが、なお、史家ヴァルフレーの記述を擧げる必要がある。ヴァルフレーによれば、ファーヴルはビスマルクに對し、パリの北方の中立地帯を利用することをヴェルサイユ軍に許してほしいと願つたのであるが、ビスマルクは拒絶したといふことになつてゐる。ヴァルフレーは、この拒絶の理由を、征服された政府が叛亂を鎮壓してしまふまでに奪掠的平和條約の締結を確實に得ておきたいという征服者の明瞭な志向であつたとし、その際、時期尙早な叛亂の鎮壓は、ヴェルサイユ政府をして、より取扱ひ難いものにしてしまふことがおそれられたのであると説いてゐる。(註二) ビスマルクがそのような志向を懷いていたこ

とは争う餘地のない事柄であるが、ファーヴルの發議によるドイツの干涉に關する交渉がビスマルクの拒絶によつて、積極的成果を得なかつたとしてゐることは、後述において明かなるやうに、眞實を傳えたものと看做すことはできない。ドイツの干涉は、ずつと前から方針としては決定されてゐたことであるが、それが最後の的に確定されたのは、平和條約調印の直前における交渉においてであつた。

五月六日以降のフランクフルト交渉において、ファーヴルの態度は、全く疑いを容れないほどビスマルクに對して屈服的であつたので、ビスマルクとしては、もはや平和條約を締結し、同時にパリの叛亂に對抗して、必要な援助をヴェルサイユ政府に與えることを約定してもよいはずになつてゐた。^(註3)この頃、ドイツの干涉の不可避性と接近に關する推測が、各種の新聞において爲されてゐた。フランスの内政への干涉について、ビスマルクがロシア——その外國貿易はパリで起つた情勢によつてひどく災されてゐた——の監督のもとに歐洲列強の提携をおし進めてゐるといふ噂が擴まつてゐた。^(註4)英國の新聞「デイリ・テレグラフ」は次の如きベルリン發の電報を五月四日に發表し、それは直ちにフランスの新聞「ラ・ヴェリテ」に轉載されたが、その内容は、この頃のドイツの動向をよく示したものであつた——「閣僚會議、及び、ビスマルクが出席したところの軍事會議において、フランスにおける情勢に關し重要な決議が採擇された。パリ・コミュニヌに對して、その降伏に對し嚴格に規定された期間を與え、かつ、この期間が経過して、もし首都における騷擾がやまないならば、ドイツ軍はパリにおける秩序の再建のための手段を講ずるであらうということが決定された。この決定は電報でヴェルサイユへ報知されたが、その電報は、ドイツがフランスとの關係において最もよき意向を保持し、かつ、その内部的事件に干涉することを欲しないと主張してゐた。なお、電報は附記していわく『しかし、見

受られるように長びき、かつ、かくも悲しむべき過激行爲を伴うおそれのある内亂は、ドイツ並びに全歐洲の道德的及び物質的利益において寛容され得るものではない』と。^(註5)

右の如きベルリンの決定、及びドイツ支配者層の意見は、^(註6)パリ・コミュニヌの速かな鎮壓を督促していたが、しかもなお、ビスマルクをして事態の終結へと急がせた事情が他にも存在していた。それは、フランス占領ドイツ軍の綱紀の頹廢とドイツにおける社會主義運動、労働者運動の昂揚の事實であつて、これらはいずれも、パリの革命から直接或いは間接に多大の影響を受けていると思われたのであつた。^(註7)

結局、ビスマルクはファーヴルの依頼に應じたのであつた。すなわち、兩者の間に、公式の平和條約に關する交渉と同時に、ドイツの干渉に關する秘密協定が成り立つたのである。この秘密協定の内容は、要するに、ドイツ軍の戦線を横切るヴェルサイユ軍の通過、パリの防禦城壁の武装撤去についてのコミュニヌに對する最後通牒の提示、パリへの食糧輸送の停止であつた。^(註8)そして、五月七日、ビスマルクからの援助を確信することができたティエールは、宣言を發表し、パリ市民に對して城門を開けと要求し、もし實行しなければ襲撃を行うと威嚇したが、^(註9)これについて、地方の新聞は次のように批評したのであつた。——「この宣言は、プロシアがヴェルサイユの背後に立つてゐることを明白に語つてゐるものである。ジュール・ファーヴルのフランクフルトへの旅行の意味は今や全く明かとなつた。もしヴェルサイユが成功しなかつたとすれば、我々は一週間以内にパリの市街でプロシア軍陣地を見るであらう。……もしもわが軍が撃退されたならば、(パリは)その翌日にもドイツ軍によつて包圍され、かつ、砲撃されるであらう。^(註10)」

秘密協定が存在したことは、次の事實によつても證明される。五月九日、ビスマルクはモルトケにあてて、翌日平和

條約に調印するつもりであることを電報し、「我々は口頭の、かつ、秘密の附隨協定によつて、我が軍の戦線を横切る通過、及び我が軍の側におけるパリの遮断を承認し、かつ、實行することにならう」と記したのであつた。^(註10)モルトケは直ちにヴィルヘルム一世の承諾を得て、同日、第三軍司令部に對し、平和條約の締結が近づいた故に、第三軍は革命的パリの鎮壓に参加すべしと電命し、更に、「もしフランス政府の明確な懇願があつた場合はパリの北部圍廓^{アレクゼント}に對し砲火を開いてよく、ヴェルサイユ軍の攻撃が撃退された場合に、ドイツ軍の戦線の前に於ける(コミューヌ側の)いかなる追撃も全武力を以て撃退すべし」^(註11)と附け加えた。更に、その二日後、モルトケは、「ただ一つ願わしいことは、パリ奪取後に續くだろうところの市街戦にドイツ軍を捲きこむことを避けることである」^(註12)と述べた。かくて、フランスの内亂に對するドイツの公然たる干渉が準備されたのであつて、平和條約の交渉は明かにコミューヌに對する刃をとぐのにひとしかつた。

五月十日、ついに、フランクフルト平和條約は締結された。しかし、それは、ビスマルクの政策とヴェルサイユ政府の屈從によつて、二月二六日の假平和條約に比べると、フランス側にとつて著しく改悪されたものであつた。同條約の詳細な分析は、ここでは筆者の課題とするところでない。ただ、本論文に關係ある一、二の事項のみを指摘するにとどめる。同條約第七條は、總額五十億フランの賠償金のうち、第一回五億フランの支拂は「パリ市における秩序の回復後」三十日以内に、十億フランは一八七一年中に、更に五億フランは一八七二年五月一日までに、残り三十億フランは一八七四年三月二日までに支拂が實行されるべきことを規定したが、假平和條約では、單に、十億フランの支拂を一八七一年中に、残り四十億フランを條約の批准後三年間以内にと規定されていたのにすぎない。また、五月十日の條約の同

第七條は、「パリの諸要塞並びにオワーズ、セーヌ・エ・トワーズ、セーヌ・エ・マルヌ及びセーヌの四縣からのドイツ軍の撤退は、ドイツ政府が、パリ及び全フランスにおける秩序の回復が（フランス政府の）課せられた義務の履行を保障するに充分であると認めるや否や行われるが、しかし、如何なる場合にも、第三回の五億フランの支拂より以前ではあり得ない」と規定した。

ところが、假平和條約の第三條によれば、ドイツはこれらの諸縣及び要塞を第一回五億フランの支拂によつて撤兵すべき義務を負つたのであつた。更に、フランクフルト條約は、「ドイツ軍の境界線と、セーヌ河右岸におけるパリの城壁との間の中立地帯」をドイツ軍の臨時的管理に委ねた。換言すれば、以前の單なる占領權が監理權に擴大されたのである。

最後に、金錢及び生産物の占領ドイツ軍への引渡しが少しでも遅延するときは、ドイツ軍は占領諸縣及び他縣において徵發を實施し、税を徵收する權利を持つことになつた。^(註13)

五月十三日、ヴェルサイユの國民議會において、ファーヴルは、平和條約のかような改惡について、「何かの體制を實現するためでなくて、自己の最も下等な欲望を満足させるためにパリで權力を篡奪した犯罪者たち」の責任に歸せしめようとしたのである。^(註14)しかし、フランス側が、いとも速かに條約の改惡に妥協したのは、「彼等に、もしビスマルクがその代償という形で彼等にパリ占領を許すならば、すべての事においてビスマルクに服従するという強固な意圖があつた」^(註15)からであることは、右に述べた條約に關する交渉に徴して極めて明白であらう。ビスマルクは、思うままに奪掠的要求をヴェルサイユ政府に承認させるとともに、コミュニヌ撃滅のための干涉政策を確立し、ヴェルサイユ政府は秘

密協定によつてドイツ軍の援助を約束された。かくて、ここに、ビスマルクの強制的調停案に立つたドイツ軍によるパリ占領計畫はすぐ實行されることなく、占領は、ひとまずヴェルサイユ政府の手に委ねられ、ドイツは、パリ攻撃におけるヴェルサイユ政府の援助者たると同時に監視者の地位に立つたのであつた。しかもなお、ビスマルクはティエールとの關係において不満を全くなくすることができなかつた。五月十一日のモルトケの第三軍司令部宛の命令は、サン・ドニにおいてフランス軍が強力な後備隊を編成することは許さないようにと注意を與え、同日、ビスマルクはモルトケ宛に「パリの周圍にドイツ軍を集結することは、現在においては政策上、不可缺のことである」と電報し、かかるドイツ軍はヴェルサイユの國民議會をして最も速かに平和條約を批准させるために必要であると考えたのであつた。(註16)

ビスマルクとファーヴルの秘密協定を具體化したものは、五月十一日のソワジー(サン・ドニの北西)におけるシュロットハイムとヴェルサイユ軍參謀長ボレルとのパリ攻撃に關する協議であつた。後者は、八日以内に行わらるべき總攻撃の開始の當夜、北鐵道を利用してつドイツ軍の戦線を越えて歩兵一萬ないし二萬を送ること、奇襲の目的を達するためドイツ軍はコミュニヌに疑惑を起させる如きすべての行動を避け、ドイツ軍の側からのパリの封鎖は總攻撃の日まで實施しないこと、この攻撃へのドイツ軍の直接的参加はフランス國內の政治的關係を顧慮して拒絶せざるを得ないこと、などを述べ、シュロットハイムの同意を得た。そして、この協議によつて、ドイツ軍の「やや濃密な集結」はしばらく延期されたのであつた。(註17)

しかしながら、五月十八日、平和條約はヴェルサイユ議會によつて批准され、同じ日、再びシュロットハイムとボレルの交渉が行はれ、ボレルは西、北西、北の三方面からのパリ總攻撃の計畫を説明し、この計畫を成功させ、かつ、コ

ミューヌ參加者が脱出しないようにするために、パリ包圍の強化を要望したので、ビスマルクはそれを容れ、即座にドイツ軍の集中が迅速なテンポを以て進められるに至つた。^(註18)そこで、パリをめぐる惹起された新しい情勢を説明し、英國の新聞「タイムズ」は次の如き結論に達したのであつた——「戰鬪の結果は疑問の餘地がない。なぜなら、二個の強者がコミューヌに對して武装し、それを撲滅しようとしているからである。……もしもヴェルサイユ軍が力が足らずパリを占領し得ないときには、ドイツ軍がその援助に來るであろう。事態がかくの如くであるから、コミューヌの運命は決定された。」^(註19)

今や、すでに平和條約の批准を見たので、パリ・コミューヌを條約の履行に對する唯一の障害をなすものとして撲滅しようというビスマルクの性急さは、ついに頂點に達した。彼は、なおドイツにいたフランス兵俘虜を急いで返還することを約束しつつ、ファーヴルに對し、「軍事行動を速かにするために、全力を發動させること」を強く要求し、更に、五月二十日、両者が再びフランクフルトで會見したとき、ビスマルクは、コミューヌの崩壞を速めるためにパリの防禦城壁の武装解除に關する最後通牒送附の問題を提起しつつ、「我々は不干渉でいることはできない。しかし、この期間には短いであらうと言ひ得る」と述べた。これに對し、ファーヴルは、ヴェルサイユ軍が最も近いうちに斷乎たる戰鬪を爲すであらうと確言し、ビスマルクを宥めようと努めたのであつた。^(註20)果して、ヴェルサイユ軍は五月二十日、大砲三百發の砲撃を以て總攻撃を開始し、二一日午後サン・クルー門からパリ市内へ侵入した。そして、二二日、ドイツ軍は、^(註21)ティエールの要請に應じてパリの完全な遮斷を實行し、同日、ドイツ第三軍とヴェルサイユ軍總司令官マクマオンとの間に協定が結ばれ、それによつて、中立地帯の通過を許されたヴェルサイユ軍のモンタンドン大隊は二三日、無防備で

あつたパリの北部のサン・トゥアン門から突入し、全市を俯瞰する要地モンマルトルの占領に成功したのであつた。^(註22) ヴェルサイユ政府に對するドイツの援助は、見事にその効果を示したわけである。かくて、パリ・コミューヌは五月末に潰滅したが、これにはフランクフルト平和條約が決定的に作用したことは少しも疑うことができない。

(註1) Favre, op. cit., pp. 357—359.

(註2) Valfrey, op. cit., I, pp. 91—92.

(註3) Herzfeld, Deutschland und das geschlagene Frankreich, 1871—1872, S. 44—45.

(註4) “Le Sémaphore de Marseille,” 8/V 1871, cité dans “Parishskaya Kommuna, zbornik statyei” (édition russe, 1932), p. 150.

(註5) “La Vérité,” 6/V, 1871, idem.

(註6) フォン・パーヘ將軍の副官であつたフォン・プァイル伯は、サン・ゲニにおけるドイツ軍内部の再三の軍規紊亂をしるし、その原因を「叛亂せるパリへの接近」であるとしてゐる。Graf R. von Pfeil, Vor vierzig Jahren, Persönliche Erlebnisse und Bilder aus grosser Zeit, S. 279. 但し、ロッセヌヌとしてはドイツ軍に組織的宣傳を行ったことはなかつた。むしろ、ロッセヌヌがビスマルクの「中立」を過大に評價してゐたから、尙更そうだつたと思われる。ドイツの社會主義・労働運動の昂揚については、次を参照せよ。「歴史の諸問題」一九五三年第五號(ロシア語版)に所載の論文「ドイツ社會民主主義運動へのパル・ロッセヌヌの影響」(六八—七〇頁) Abusch, “Le Retentissement de la Commune de Paris en Allemagne,” “Europe,” Numéro spécial, IV—V, 1951.

(註7) Die Grosse Politik, I, No. 15, S. 36—37. Moltke, op. cit., S. 720.

(註8) Dépêche télégraphique du Chef du pouvoir exécutif concernant la Proclamation aux Parisiens, Murailles politiques françaises, II, pp. 444—445.

- (註6) “Le Sémaphore de Marseille, 13/V 1871, cité dans Paishskaya Kommuna, zbornik statyey,” p. 152.
- (註9) Lissagarey, Der Pariser Kommune-Aufstand (Deutsche Übersetzung), 1931, p. 421 (Karl Marx an Professor Beesly). Moltke, op. cit., S. 720.
- (註11) Ibid., S. 720—721.
- (註12) Ibid., No. 835, S. 722—723 (Moltke an Kronprinz von Sachsen).
- (註13) 兩條約のフランス語全文を、それぞれ次の箇所に見らば参照。Moltke, op. cit., S. 604—609, 725—734. 尚、兩條約の比較を、この「次を照す。Herzfeld, op. cit., S. 45—50.
- (註14) “Journal officiel” (de Versailles), 14/V, 1871.
- (註15) “Standard,” cité dans le “Journal officiel” (de la Commune), 19/V, 1871 (Nouvelles étrangères).
- (註16) Moltke, op. cit., S. 723, 734.
- (註17) Ibid., S. 724—725. Holleben, op. cit., S. 212—214.
- (註18) Moltke, op. cit., S. 740. M. Busch, Mémoires de Bismark II, pp. 27—30.
- (註19) “Times” 19/V, 1871, cité dans “Le Vengeur,” 22/V, 1871 (Gromier, Paris du dehors).
- (註20) Favre, op. cit., pp. 422, 427—428. イントンの在露返還をめぐり、ペリの新聞によれば、ドイツ抑留者數三十六萬八千の、この平和條約締結の頃、ドイツフランスと返されたのは十萬四千に過ぎない (La Patrie, 12/V, 1871, cité dans “Parishskaya Kommuna, zbornik statyey” p. 165).
- (註21) Moltke, op. cit., S. 740.
- (註22) Lissagarey, Histoire de la Commune de 1871, p. 267.

以上述べた所によつて、フランクフルト平和條約がパリ・コミューヌの運命にとつて決定的なものであつたことが、明かにされたと思われる。五月二一日、ヴェルサイユ軍のパリ突入の數時間前に、ティエールはファーヴル宛に電報し、「フォン・ビスマルク氏は平靜たり得るだろう。戦闘は一週間以内に終るであろう。……私は、秩序に關する事柄であるからということで、フォン・ビスマルク氏に對し、若干期日パリに本據を建設した反社會的賊徒を我々自身で鎮壓しおえるようにされたいと懇願する。もし、そうでなければ、フランス、及び歐洲における秩序の黨派に對する新しい損害を與えることになる。我々を信頼されよ。しからば社會的秩序は一週間をへずして恢復されるであろう」と述べ、ファーヴルは、この電報を受取るや、直ちにビスマルクに對し、パリに對する軍事行動を開始しないように説得にとりかかつたのであつた。ビスマルクは、彼等の主張に對し、同意を表明した。^(註)右の電報は、ティエールが、當時、外國の勝利者に屈服し、提携したことだけではなく、彼が國際的な「秩序擁護派」の代表者の一人として行動したことを示している。

それでは、ビスマルクはどうであらうか。ビスマルクがティエールにパリの鎮壓を強制したとすれば、全歐洲の保守反動勢力がビスマルクに要求しなかつたであらうか。この問題に關しては、ベルサイユ及びベルリンにおいて歐洲列強の外交代表者たちが、コミューヌの鎮定のためにとつた手段を詳細に闡明すべき史料は見出されていないようである。しかし、ビスマルクが歐洲諸政府から一般にそのような要望を受取つていたことは、諸種の史料に徴して充分に推定され得る。^(註)恐らく、五月十七日頃、ロシア公使の發議によつて列國使臣會議がヴェルサイユで開かれ、ドイツ政府に對し、ヴェルサイユ政府が果し得ないならば、ドイツ政府がパリにおける各國市民の利益の擁護に當るべきことを依頼し、こ

れにつづいて、ドイツ軍幕僚會議が開かれ、その後、ビスマルクはティエールに對し、四日間に叛亂を鎮壓すべきことを提案し、もし鎮壓できない場合には、コミューヌの同意によるか、或いは武力によつて、ドイツ軍がパリを占領するであろうと威嚇したのであつた。^(註3)

パリ・コミューヌはどうか。それは、平和條約の條文の發表によつて、激しい衝動を受けはしたが、しかも、ドイツの干涉の危険を敢て否定しようとする傾向が依然として強く、昨日の敵とのヴェルサイユ派の露骨な提携を信じ難かつたようであり、ともかく、ドイツの干涉については半信半疑のままであり、萬一の場合には全フランスの愛國主義的憤激に期待し得ると自負していたのであつた。コミューヌ潰滅の一つの大きい原因は、コミューヌが統一的な、一つの革命的な黨派のもとによく結集していなかつたことと緊密に關係を持つたところの、國際情勢——特にドイツとヴェルサイユ政府との關係——についての不適確な把握であつたと見なしてよいであろう。フランクフルト平和條約が、如何に掠奪的（ドイツによるアルザス・ロレーヌの割取）なものであり、その後の獨佛關係に大きな影響を及ぼしたことは周知のことであるが、それがパリ・コミューヌに對して正に頭上の刃であつたことについては、從來詳しく論究されていないようであるので、筆者は、ここに多少とも史實を究明しようと試みたのである。本論には舊稿とかなり重複している箇所があるが、その點、大方の寛恕を乞う次第である。

(註1) Favre, op. cit., p. 429.

(註2) Die Grosse Politik, I, S. II, No. 2. Marquis de Gabriac, Souvenirs diplomatiques de Russie et d'Allemagne 1870—1872, p. 107.

(註3) Kölnische Volkszeitung, 21/V, 1871. Moltke, op. cit., S. 709, No. 821; "Wir sind zur Hülfeleistung bereit, aber

wir müssen darum angegangen werden, und von Europa bedürfen wir darüber Schwarz auf Weiss". u. s. w.

未發表福澤書翰三通

福澤諭吉が娘おふさ及百助の兩名に宛てた未發表書翰數通を見る事が出来たので、此處にそのうちの三通を記すことにする。

○ 明治二三年五月六日附

一 昨日御出立後天氣ハ始終雨ニ而船中も御困り之事と存候但し今日ハ雨丈ケ止み萩ノ濱出發明日ハ箱館ならん留守宅ハ誠ニ淋しく今更案外致し候何れ九月ニはおふさ壹人丈ケニ而も御歸り被成度候私もおさとおしゆんを同道して箱根へ參る積りなれとも此天氣ニ而は致し方無之東海道の鐵道さへ損んじて天子様之還御も昨日御延引ニ相成候次第實ニ恐ろしき霖雨ニ御座候
小樽之山田吉藏氏へ手紙を認候事を失念致候別紙今度封入致候間小樽へ御出之節御持參被成度吉藏と申人ハ中々之人物なり懇意して可然存候右要用而已早々不一

五月六日

諭

吉

桃介様

おふさ様

尙以家内中少しも變ること無之唯淋しきのみ何卒手紙ハ度々御遣し被成度候以上

フランクフルト平和條約とパリ・コミュニヌ (西海太郎)

○ 明治二三年五月一日附

藤野高橋其外へ宣敷御傳言可被下候山名も廿日過には出立と申事ニ御座候藤野氏の病後如何哉様子承り度事ニ御座候以上箱館よりの御手紙相達し先ツ〱御無事大安心致し候船中ハ隨分あれ候よし御難澁察入候船の動搖のみならず先方着之上も何か不自由のみ嘸々御困り之事と存し候得共是れも人間之修業生涯之事を思へバ年若きときの苦は後々の樂之種ニ相成候事なり實ハ此度としても下女下男を大勢附けて賑やかに致し不自由なきやうニ致すハ左まで六ヶ敷事ニあらず候得共左りとは馬鹿華族之旅行之如く甚々面白からぬゆゑ懇ト下女壹人ニ限りたる事なり尙此上にも眞實苦しき事有之候ハ〱手紙御遣し可被成如何様ニもいたし可申候兩三日前神戸より拾次郎參り今度ハ十日斗り滯留之積り日々賑々敷致し居候

昨日ハ下之池を浚へ三八愛作大悦ひ大四郎ハ先日より横濱へ參り居候清岡も當月中ニは英國江向け出發之積り其前宅ニ參り支度致す筈ニ申置候

十七日ハ塾の運動會賑々敷事と存候

土藏も大抵出來屋根もこけら丈けハふき終り候
御立後も毎日〱雨ばかりニ而困り候處一昨日より天氣ニ相成久

(五五) 五五